

(案)

「平成 25 年統計法施行状況に関する審議結果報告書」への対応の方向性について

人口動態統計における「(ii) 確認内容に対する評価と今後の取組の方向性」

ア 提供情報の充実について

No.	今後の取組の方向性	対応の方向性
1	<ul style="list-style-type: none"> 社会・経済状況の変化等に対応し、集計の充実を図ってきたことについては高く評価できる。 今後の集計の充実に向けては、政策部局や専門家の意見を聴取することも検討していることは評価できるが、その際、<u>可能な限り様々な方面から幅広い意見を聴取することに留意が必要である</u>。特に、<u>市区町村別の外国人統計の充実</u>については、例えば外国人が一定規模以上の市区町村において匿名性にも配慮しながら集計・公表する等、前向きに検討を進めていく必要がある。 	<p>集計表の充実にあたっては、市区町村別の外国人統計に限定せず、集計表全般について様々な方面から幅広い意見を聴取するため、平成 28 年 8 月 22 日から同年 10 月 21 日までの 2 ヶ月間、厚生労働省ホームページにおいて追加作成する統計表の募集を行うと共に、政府統計の総合窓口 (e-Stat) のお知らせ「各府省から」に厚生労働省で追加統計表を募集していることを掲載し周知を行った。</p> <p>4 件の応募があったが、利用ニーズ等の観点から作成の可否を検討した結果、1 表を追加し、平成 28 年確定数公表と同時に政府統計の総合窓口 e-Stat に掲載する予定。</p> <p>また、月報において、出生数動向の分析に利用するため平成 29 年 1 月分の月報 (概数) から 2 表を追加する予定。</p> <p style="text-align: right;">(資料 2 - 3 参照)</p> <p>なお、外国人統計については、都道府県と、特別区・指定都市の 21 大都市別は既に集計している。市区町村別に集計可能か平成 27 年人口動態調査の出生数・死亡数の分布から検証を行ったところ、人口 50 万人以上の人口規模がある指定都市でさえ外国人の発生件数が 10 未満の市があり、それより小さい人口規模では秘匿性の観点からも現状では適さないと判断した。</p> <p style="text-align: right;">(資料 2 - 4 参照)</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> また、調査票情報の二次利用についても、提供内容の充実や提供方法の利便性を向上する方向で検討が進められていることは評価できるものの、この点においても<u>広く意見を聴取することに留意が必要である</u>。 	<p>調査票情報の二次利用にあたり、調査実施部局として利便性の向上を図るため提供方法を見直し、平成 30 年調査から実施を計画している。</p> <p style="text-align: right;">(資料 2 - 5 参照)</p>

No.	今後の取組の方向性	対応の方向性
3	<ul style="list-style-type: none"> さらに、人口動態特殊報告については、これまでの作成・公表実績を基に、周期を定めるとともに、<u>次回の予定テーマを公表</u>することなどにより、統計利用者の利便性の向上に努めることが必要である。 	<p>今後3年間の予定テーマと公表時期を厚生労働省ホームページに公表した。今後も引き続き利便性向上のために努めていく。</p>
4	<ul style="list-style-type: none"> なお、より幅広い分析等の活用の観点から調査票へ個人IDを導入することについては、調査票作成の基となる戸籍事務へのマイナンバーの導入の検討状況を注視しつつ、今後の取扱いを検討することが必要である。 	<p>戸籍事務での個人番号の活用に向けた法務省の検討状況も踏まえ、情報収集に努めている。</p>

イ 作成方法の効率化等について

No.	今後の取組の方向性	検討状況
5	<ul style="list-style-type: none"> 調査方法については、オンライン報告システムを整備し、そのオンライン報告率が95%となっている現状は評価できる。 引き続き、<u>更なる作成事務の効率化に向けたシステムの機能追加・改修</u>に取り組むことが期待される。 	<p>費用対効果及び情報セキュリティ対策を踏まえ、機会をとらえて、作成事務の効率化に向けた機能追加・改修を行っていきたい。</p>